

船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例 運用 対照表

確定版	R6. 12. 26 時点案
船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例 運用	船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例 運用 <u>基準</u>
改正後の船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例(令和7年4月1日施行予定)に基づく常勤換算方法による職員配置及び複数圏域合算方法による職員配置を以下のとおり運用する。	改正後の船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例(令和7年4月1日施行予定)に基づく常勤換算方法による職員配置及び複数圏域合算方法による職員配置を以下のとおり運用する。
用語の定義 (1) 常勤職員 常勤職員とは、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数を勤務することを契約している職員をいう。ただし、育児、介護等のために所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、例外的に勤務すべき時間数が30時間以上である場合には常勤職員として取り扱う。 (2) 非常勤職員 非常勤職員とは、当該事業所における常勤の従業者が勤務すべき時間より少ない時間数を勤務することを契約している職員をいう。 (3) 3職種 3職種とは、介護保険法施行規則第140条の66で定める①保健師その他これに準ずる者、②社会福祉士その他これに準ずる者、③主任介護支援専門員その他これに準ずる者をいう。	用語の定義 (1) 常勤職員 常勤職員とは、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数を勤務することを契約している職員をいう。ただし、育児、介護等のために所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、例外的に勤務すべき時間数が30時間以上である場合には常勤職員として取り扱う。 (2) 非常勤職員 非常勤職員とは、当該事業所における常勤の従業者が勤務すべき時間より少ない時間数を勤務することを契約している職員をいう。 (3) 3職種 3職種とは、介護保険法施行規則第140条の66で定める①保健師その他これに準ずる者、②社会福祉士その他これに準ずる者、③主任介護支援専門員その他これに準ずる者をいう。
<u>常勤換算方法による職員配置について</u> 1. 常勤換算を認める基準 以下の場合に常勤換算を認める。<u>。</u> 委託型地域包括支援センターにおいて、<u>やむを得ず</u>業務委託契約上の職員配置数を常勤職員で満たすことができない状態が見込まれる場合 ※直営型地域包括支援センターにおいては、基幹型地域包括支援センターとして圏域内の委託型地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの統括・総合調整・後方支援等の役割を担うことから、原則として常勤職員を配置することとする。 2. 常勤換算により職員を配置する手続き (1) 業務委託契約上の職員配置数を常勤職員で満たすことができない状態が見込まれる地域包括支援センターは、常勤換算による職員配置を希望する旨を1人工ごとに<u>その理由とともに</u>書面で市へ提出する。 (2) 市は、<u>当該書面により業務委託契約上の職員配置数を常勤職員で満たすことができない状態を確認したうえで</u>、当該地域包括支援センターが常勤換算により職員を配置したことを地域包括支援センター運営協議会（定例会）に報告する。なお、当該地域包括支援センターは地域包括支援セ	<u>常勤換算方法による職員配置について</u> 1. 常勤換算を認める基準 以下の<u>いずれか</u>の場合に常勤換算を認める <u>(1) 委託型地域包括支援センターにおいて、業務委託契約上の職員配置数を常勤職員で満たすことができない状態が見込まれる場合</u> <u>(2) その他地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合</u> ※直営型地域包括支援センターにおいては、基幹型地域包括支援センターとして圏域内の委託型地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの統括・総合調整・後方支援等の役割を担うことから、原則として常勤職員を配置することとする。 2. 常勤換算により職員を配置する手続き (1) 業務委託契約上の職員配置数を常勤職員で満たすことができない状態が見込まれる地域包括支援センターは、常勤換算による職員配置を希望する旨を1人工ごとに書面で市へ提出する。 (2) 市は、書面を確認し、当該地域包括支援センターが常勤換算により職員を配置したことを地域包括支援センター運営協議会（定例会）に報告する。なお、当該地域包括支援センターは地域包括支援センター運営協議会に出席することとする。

ンター運営協議会に出席することとする。 3. 常勤換算方法 ・3職種について、それぞれ必ず1人以上は常勤職員を配置すること。 ・常勤換算対象職員は、異なる職種でも可とする（例として、主任ケアマネジャー0.5人工＋社会福祉士0.5人工＝1人工） ・所長は常勤換算の対象外とする。 4. 常勤換算による職員配置時の取扱いについて ・常勤換算による職員配置を認められた場合において、翌年度以降やむを得ず常勤職員を配置できない場合には、継続して常勤換算による職員配置を可能とする。 ・常勤換算による職員配置を行った際に、実際の人件費支出額が委託契約における人件費額を超えた場合でも、市は超過分の委託料を支払わない。 <u>上記によらない場合は、個別に地域包括支援センター運営協議会にて協議を行い、常勤換算の適用可否を判断する。</u>	3. 常勤換算方法 ・3職種について、それぞれ必ず1人以上は常勤職員を配置すること。 ・常勤換算対象職員は、異なる職種でも可とする（例として、主任ケアマネジャー0.5人工＋社会福祉士0.5人工＝1人工） ・所長は常勤換算の対象外とする。 4. 常勤換算による職員配置時の取扱いについて ・常勤換算による職員配置を認められた場合において、翌年度以降やむを得ず常勤職員を配置できない場合には、継続して常勤換算による職員配置を可能とする。 ・常勤換算による職員配置を行った際に、実際の人件費支出額が委託契約における人件費額を超えた場合でも、市は超過分の委託料を支払わない。
<u>複数圏域合算方法による職員配置について</u> 1. 複数圏域合算を認める基準 以下の場合に複数圏域合算を認める 委託型地域包括支援センターにおいては、同一法人が2以上の地域包括支援センターを受託しており、うち1つの地域包括支援センターにおいて3職種のいずれかが1人を欠く状態が見込まれる際に、法人内における人事異動等により配置ができない明確な理由がある場合 ※直営型地域包括支援センターは、複数圏域合算の対象外とする。 2. 複数圏域合算をする手続き （1）3職種のいずれかが1人を欠く状態が見込まれる地域包括支援センターは、複数圏域合算による職員配置を希望する旨を書面で市へ提出する。 （2）市は、書面を確認し、当該地域包括支援センターが複数圏域合算により職員を配置したことを地域包括支援センター運営協議会（定例会）に報告する。なお、当該地域包括支援センターは地域包括支援センター運営協議会に出席することとする。 3. 複数圏域合算方法 ・2以上の区域を一の区域とみなし、当該区域に配置する職員数については、条例^{※1}及び要綱^{※2}に基づき、当該区域内の第1号被保険者数に応じて定める。 ※1 船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例 ※2 船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合による職員の員数、職種を定める要綱 ・1つの地域包括支援センターには、3職種のうち2職種は必ず配置する。	<u>複数圏域合算方法による職員配置について</u> 1. 複数圏域合算を認める基準 以下のいずれかの場合に複数圏域合算を認める <u>（1）</u> 委託型地域包括支援センターにおいては、同一法人が2以上の地域包括支援センターを受託しており、うち1つの地域包括支援センターにおいて3職種のいずれかが1人を欠く状態が見込まれる際に、法人内における人事異動等により配置ができない明確な理由がある場合 <u>（2）その他地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合</u> ※直営型地域包括支援センターは、複数圏域合算の対象外とする。 2. 複数圏域合算をする手続き （1）3職種のいずれかが1人を欠く状態が見込まれる地域包括支援センターは、複数圏域合算による職員配置を希望する旨を書面で市へ提出する。 （2）市は、書面を確認し、当該地域包括支援センターが複数圏域合算により職員を配置したことを地域包括支援センター運営協議会（定例会）に報告する。なお、当該地域包括支援センターは地域包括支援センター運営協議会に出席することとする。 3. 複数圏域合算方法 ・2以上の区域を一の区域とみなし、当該区域に配置する職員数については、条例^{※1}及び要綱^{※2}に基づき、当該区域内の第1号被保険者数に応じて定める。 ※1 船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例 ※2 船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合による職員の員数、職種を定める要綱 ・1つの地域包括支援センターには、3職種のうち2職種は必ず配置する。

4. 複数圏域合算による職員配置時の取扱いについて ・複数圏域合算による職員配置を認められた場合において、翌年度以降やむを得ず3職種のうちいずれかを1人以上配置できない場合には、継続して複数圏域合算による職員配置を可能とする。 上記によらない場合は、個別に地域包括支援センター運営協議会にて協議を行い、常勤換算の適用可否を判断する。	4. 複数圏域合算による職員配置時の取扱いについて ・複数圏域合算による職員配置を認められた場合において、翌年度以降やむを得ず3職種のうちいずれかを1人以上配置できない場合には、継続して複数圏域合算による職員配置を可能とする。
--	--